

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年 7月16日  
国立大学法人 東北大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の本格的な実施に向け、具体的な運用を定めるなどの取組を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

平成19年度において、環境配慮契約を実施すべき案件はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

自動車の購入に係る契約については、平成20年度から総合評価落札方式を実施できるよう、関係部署と調整を図った。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合、環境配慮型プロポーザル方式を採用するよう、関係部署に周知を図った。